



1月は固定資産税（償却資産）の申告期間です

問 税務課 資産税係 ☎75-2176



固定資産税の償却資産とは、土地・家屋以外で事業のために使用する機械や設備などの資産のことをいいます。償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります。

■申告する必要がある事業主

- 一般企業
- 工業、商業、飲食店、医業、農業などの個人経営者

■申告の対象となる資産

- 事業に使用する構築物、設備、機械、備品、器具、太陽光発電設備
- 事業用資産の修繕費・改良費のうち、資産計上したもの
- 耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産

■申告の必要がないもの

- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの

- 取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却資産として3年均等償却しているもの
- 家屋として固定資産税が課税されているもの
- 自動車税、または軽自動車税が課税されているもの

申告の期限 **1月31日(火)**

申告した資産の評価額の合計が150万円以上の場合、令和5年度に固定資産税が課税されます。

昨年申告した人には、申告用の書類を郵送しています。今回初めて申告する人は、税務課資産税係まで問い合わせください。

なお、市外に資産がある人は、所在する市区町村に申告してください。

お知らせ

高校・大学などに在学中または令和5年度に入学予定のお子さんがいるひとり親家庭には、次のような貸付制度があります。		①就学資金（月額・自宅通学）	
・高等学校・専修学校高等課程	【国公立】 27,000円 【私立】 45,000円	・短期大学	【国公立】 67,500円 【私立】 93,000円
・大学	【国公立】 71,000円 【私立】 108,500円	②就学支度資金（自宅通学）	
※令和5年度に新入学の予定者のみ		・高等学校・専修学校高等課程	
【国公立】	150,000円	・大学・短期大学・専修学校専門課程	【国公立】 410,000円 【私立】 580,000円
【私立】	410,000円	※自宅外通学の場合は、貸付限度額が変わります。他にも大学院、高等専門学校などが貸付対象となります	

ひとり親家庭の福祉資金貸付制度のご案内

問 福祉課 こども係 ☎75-6118



- 償還方法 卒業後6か月据え置き5〜18年月賦などでの償還（無利子）
- 申請
 - ①は随時申請できます。
 - ②は3月3日(金)まで相談を受け付けます。

※要件や必要な書類などがありますので、お早めにご相談ください

